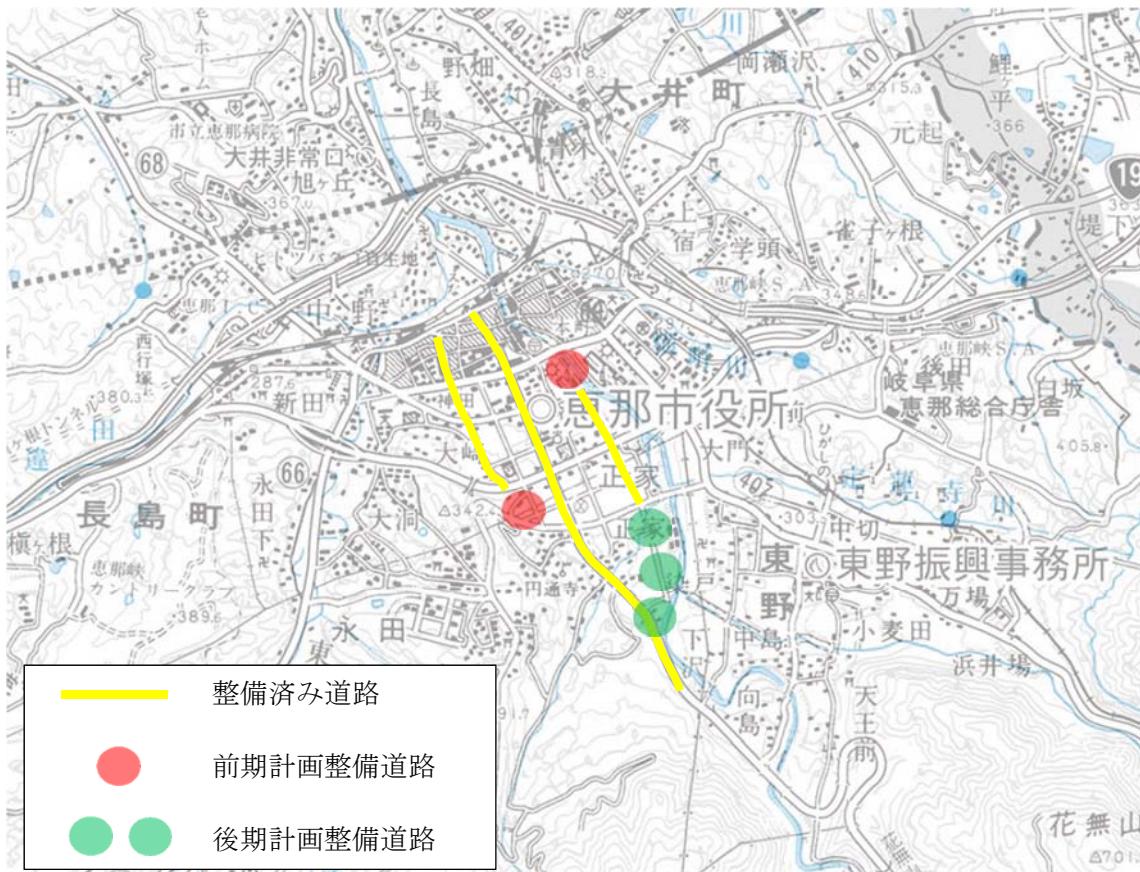


第3章 後期計画（ステップ2）

1 市街地縦断道路の整備

(1) 南北を結ぶ幹線道路の整備

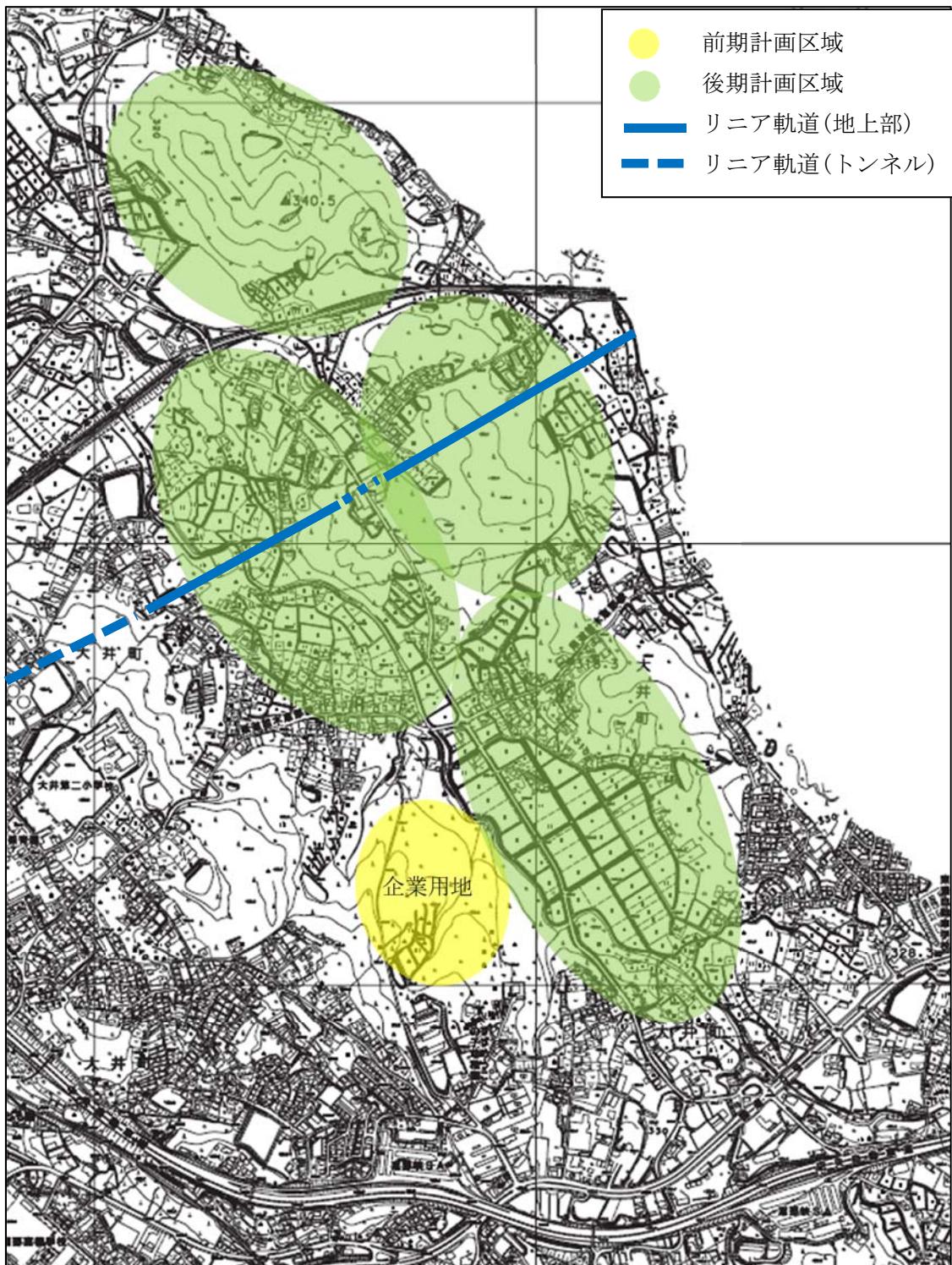
恵那市街地を利用する車の多くが県道恵那停車場線に集中しているため、南北を結ぶ道路軸を強化する必要があるため、都市計画道路寺平的ヶ屋敷線の整備を進めます。この路線の整備を進めることにより、恵那市南部地域・中津川市阿木方面からの自動車の通行を分散化させ、スムーズに国道19号や市街地に流入させることができます。



2 リニア及び瑞浪恵那道路沿線地域のまちづくり

(1) 大井町東地域

大井町東地域については、恵那市の中でもリニア岐阜県駅に近く、幹線道路に接しています。こうした戦略的な土地利用を図ることができるポテンシャルを活かし、地元と協議を行い、賑わいを創出できるまちづくりを進めます。



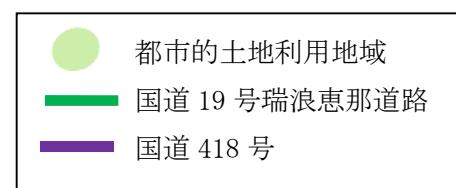
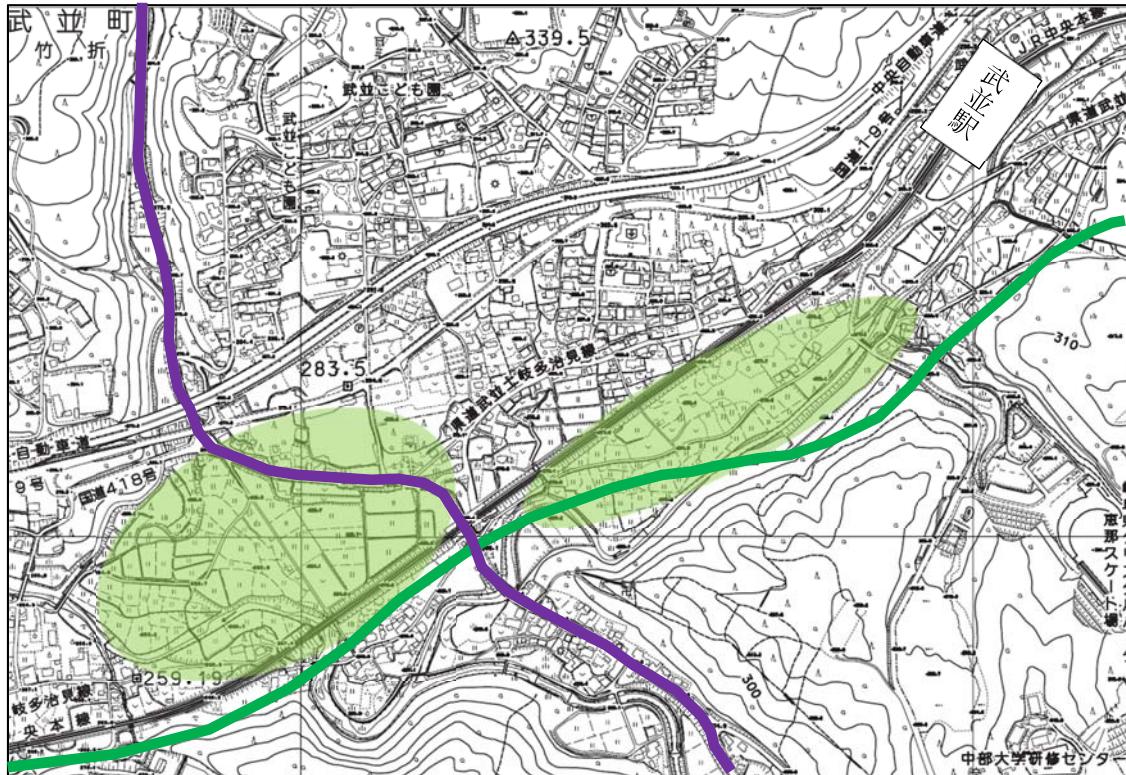
(2) 大井町7区

大井町7区の野尻・野畠・大井長島地区は、恵那駅・恵那IC・市立恵那病院に近く戦略的な土地利用を図ることができるポテンシャルを帯びています。このポテンシャルを最大限活かし、地元と協議を行い地域のまちづくりを進めます。また、地域の出入り口となる道路が狭隘なため、阿木川への架橋も含め、出入り口となる道路の建設を検討します。



(3) 武並駅西部地区

現在、渋滞、事故等の交通課題の解消や、リニア中央新幹線の開業時の地域貢献に寄与するため、国道19号瑞浪恵那道路の整備が進んでいます。また、リニア岐阜県駅に隣接する美乃坂本駅からJR中央本線にて2駅で結ぶ武並駅周辺は、ポテンシャルの高い地域となります。武並駅の西側の地区について、都市的土地区画整備を促進するための基盤整備を進めます。



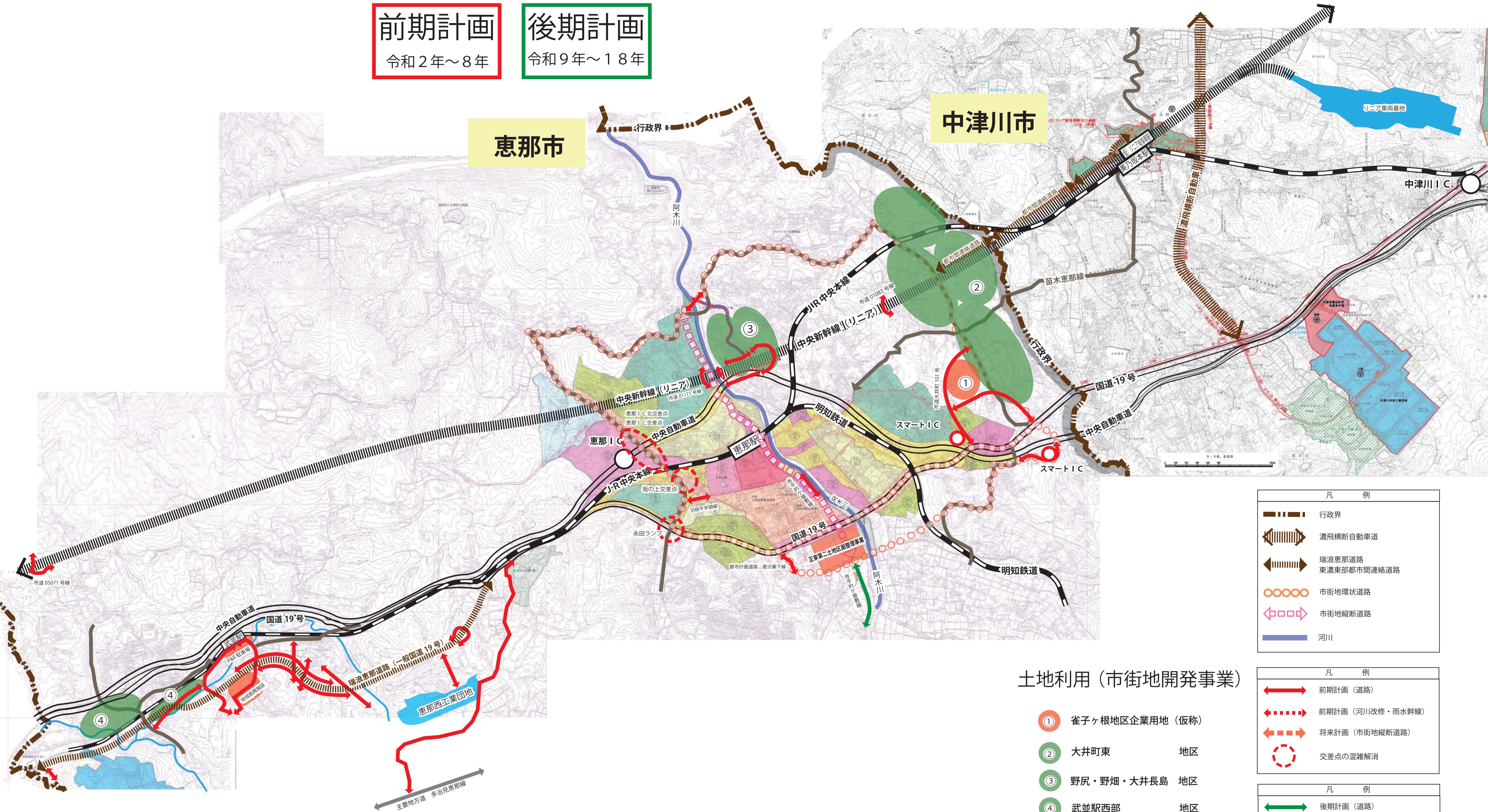
恵那市リニアまちづくり基盤整備計画 対象図

前期計画

令和2年～8年

後期計画

令和9年～183



第4章 将来計画（ステップ3）

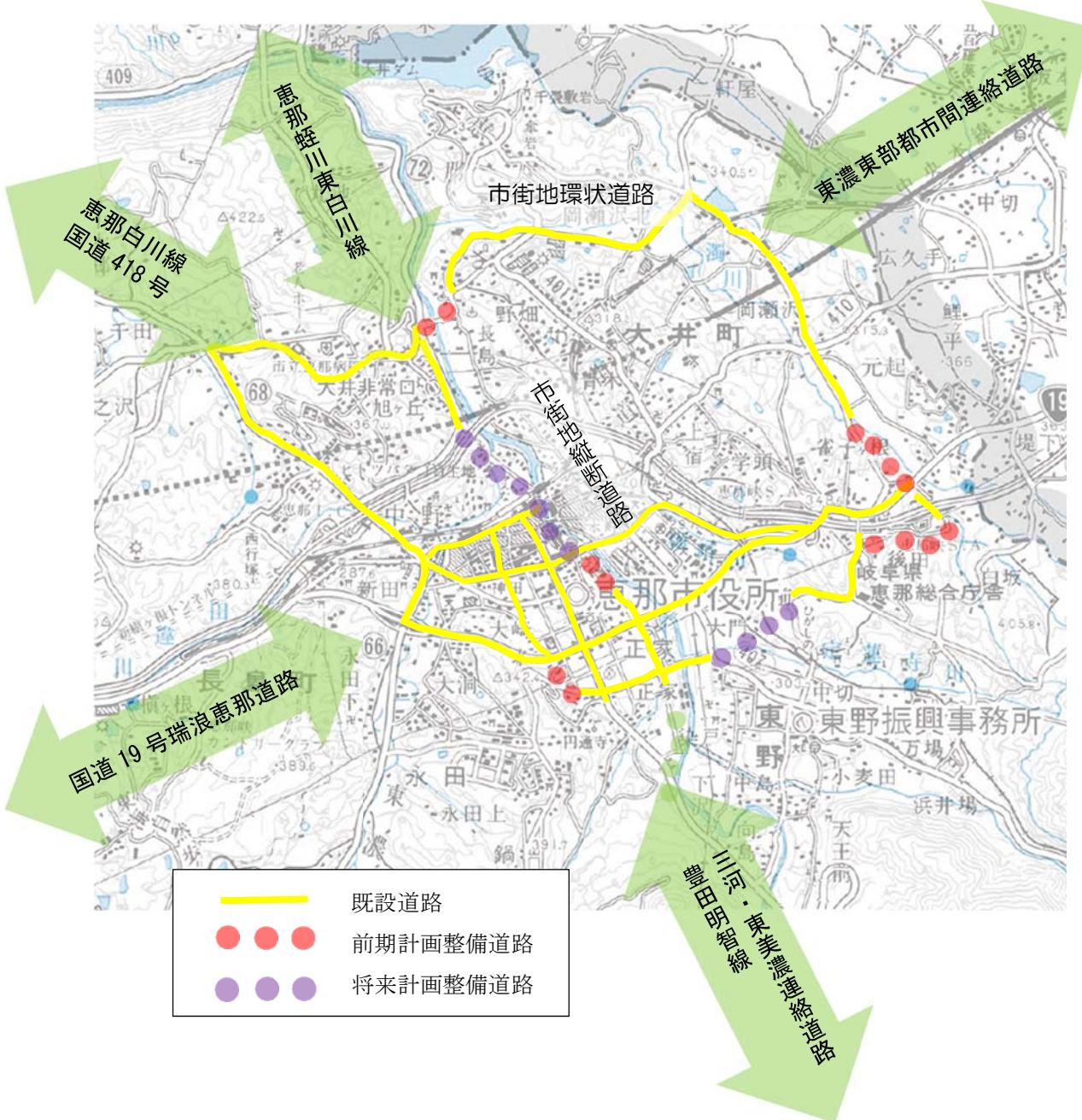
1 市街地環状道路の整備

(1) 市街地環状道路の後期計画における整備方針

市街地環状道路の整備にあたっては、既存道路を有効に活用しながら、必要な区間にについて順次整備を行います。

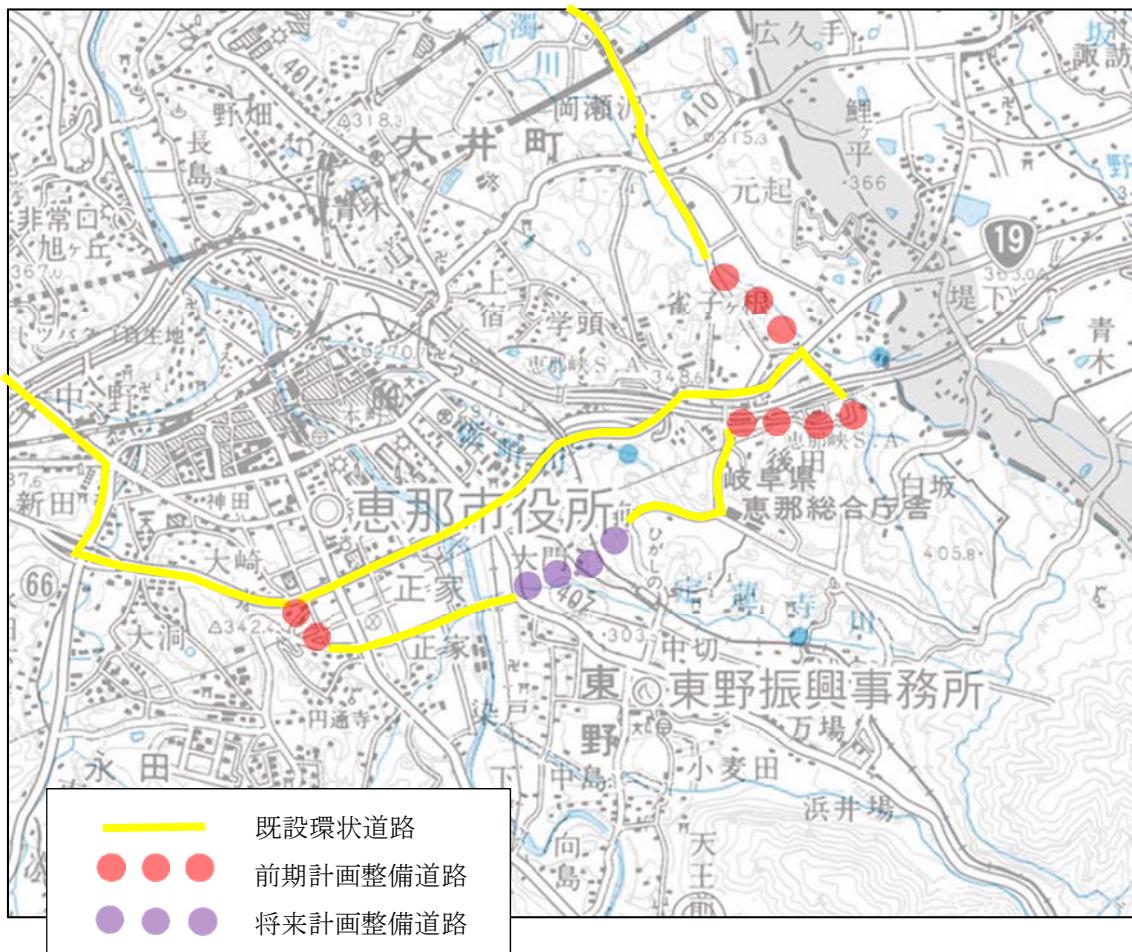
将来計画においては、市道赤田干橋線から市道清水白坂線へ抜ける道路の新設に取り組みます。

市街地環状道路（再掲）



(2) 整備する環状道路

市街地環状道路として整備を行う道路のうち、市道赤田千橋線から市道清水白坂線へ抜ける道路の新設に取り組みます。



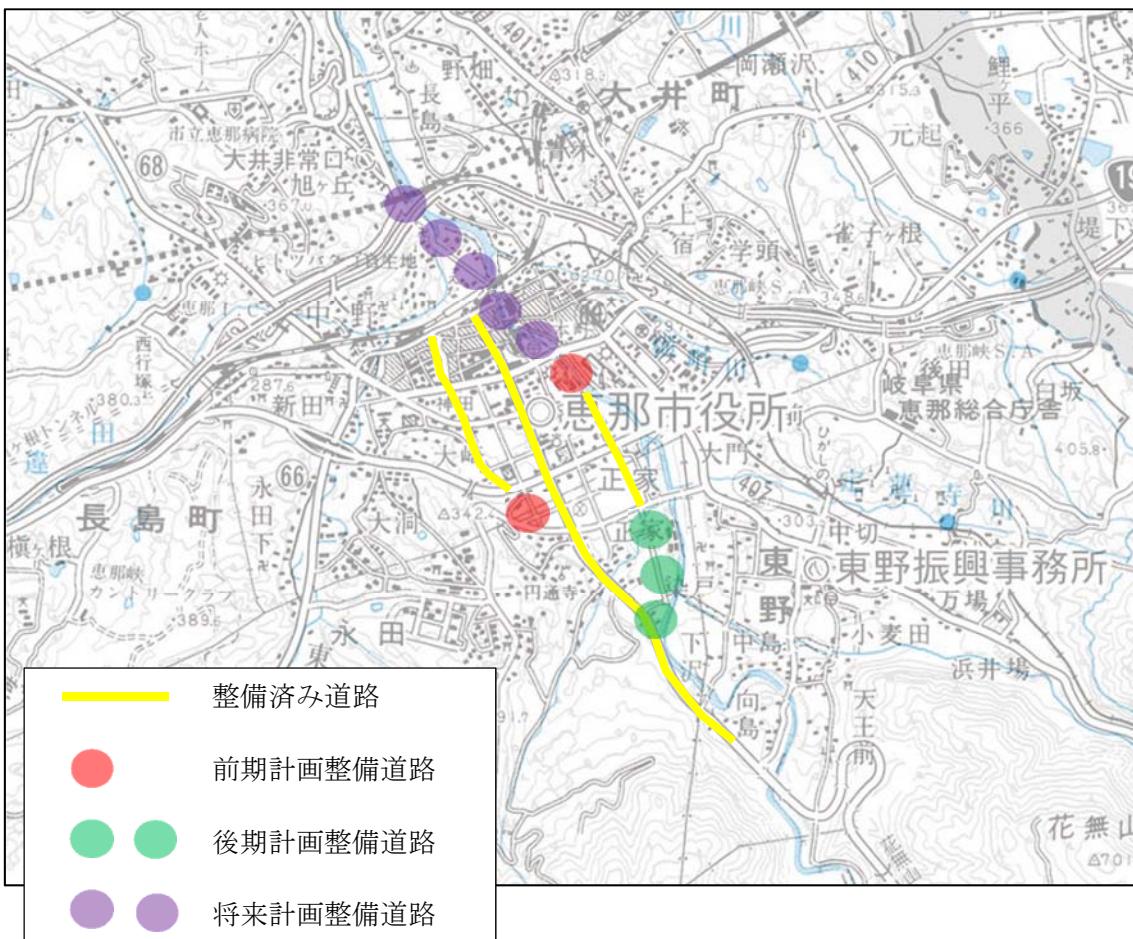
2 市街地縦断道路の整備

(1) 南北を結ぶ幹線道路の整備

恵那市街地を南北方向へ移動する車の多くが県道恵那停車場線に集中しているため、南北を結ぶ道路について道路軸を強化する必要があります。将来計画においては、下記路線の整備を進めます。

1) 都市計画道路寺平的ケ屋敷線

都市計画道路寺平的ケ屋敷線の整備を進めることにより、市街地南側から市街地を通り、駅の北まで抜ける幹線道路が完成します。在来線の中央本線より北エリアの自動車の通行を分散させることができるために、主要地方道恵那白川線の混雑の解消を図り、恵那インターチェンジ交差点や坂の上交差点の混雑を緩和することができます。



3 恵那駅北地区の基盤整備

(1) 恵那駅北地区

在来線の中央本線より北エリアでは駅を利用するためには、県道恵那白川線か南北踏切のある都市計画道路寺平的ケ屋敷線がメインの道路となり、どちらも混雑する路線となっています。恵那駅北側の地区を整備し、恵那駅の北側から恵那駅を利用できるようすることにより、どちらの路線も混雑の低減を図ることができると考えます。このような理由により、恵那駅北地区の基盤整備の検討を行います。



恵那市リニアまちづくり基盤整備計画 対象図

前期計画

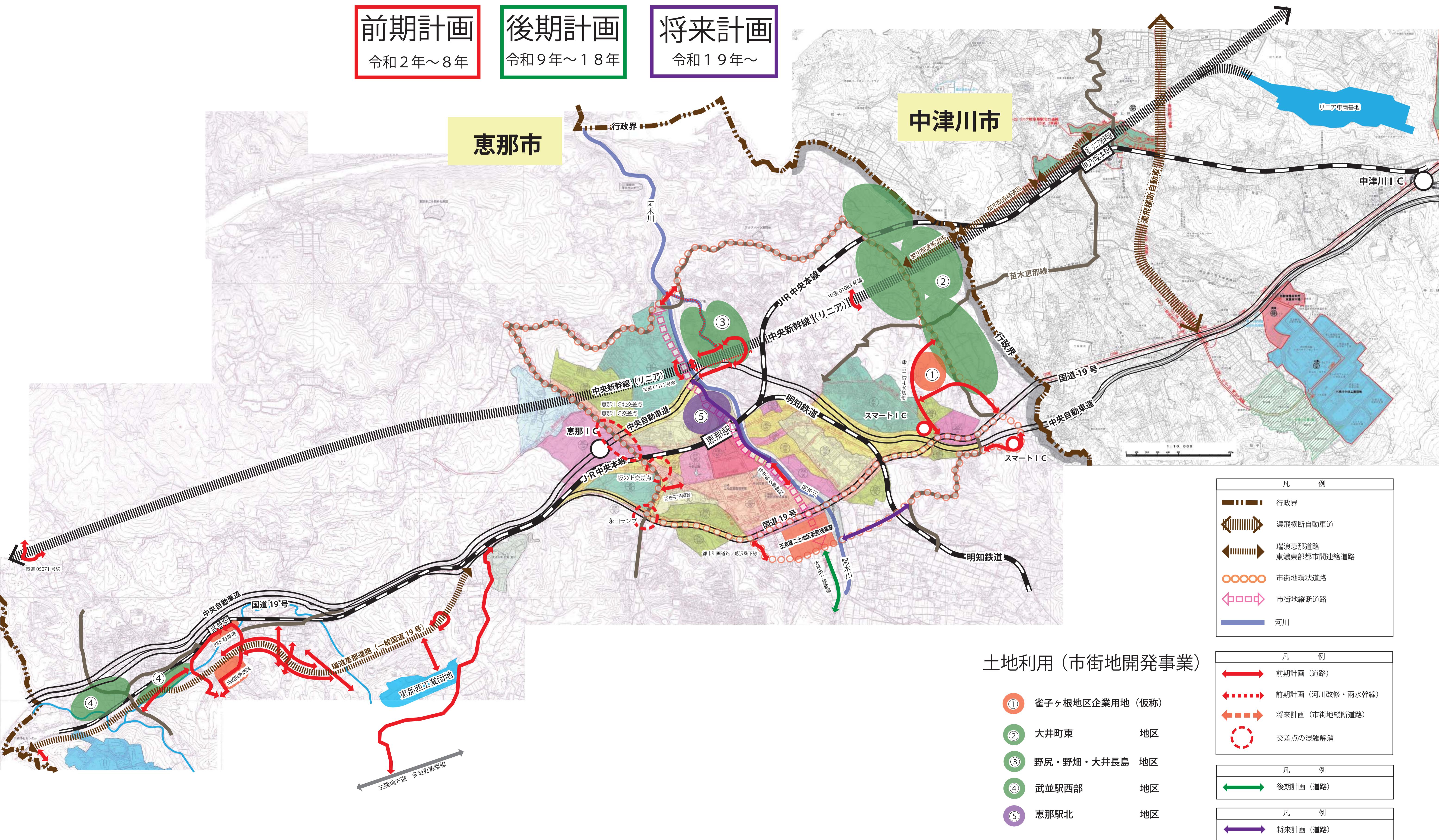
令和2年～8年

後期計画

令和9年～18年

将来計画

令和19年～



第5章 計画の推進にあたって

1 計画推進のための取り組み方法

(1) 関係機関との連携

計画を着実に実行して効果を出すためには、国や県、関係他市との連携が不可欠です。道路政策の動向など、積極的に情報収集に努め、調整し連携を図っていきます。また、関連予算の確保のため、補助金や交付金についての動向についても情報収集すると共に、効果的な要望活動を行います。

(2) 地域と一体となった取り組みの推進

各種の基盤整備を進めるためには、地域の理解と協力が不可欠となります。基盤整備に関する市民への周知を図ることで、地域の基盤整備に対する機運の高まりを醸成します。また、目的を持った基盤整備を進めるため、地域はもとより、経済団体や観光協会等の関係団体と連絡調整を図りながら計画を推進します。

(3) 計画の見直し

本計画は、リニアの東京－大阪間開業予定である 2037 年※以降までを見据えた、長期間にわたる計画となっています。時間経過や社会情勢の変化に伴い、計画の変更が必要となります。毎年、本計画の進行管理を行うとともに、リニアの東京-名古屋間開業となる 2027 年度には見直しを行い、時代に即した計画とします。

※ JR 東海は、東京－大阪間の開業を当初は 2045 年としていましたが、政府の 3 兆円の財政投融資により最大 8 年間前倒しできるとしたため、東京－大阪間の開業を 2037 年で想定しています。

恵那市リニアまちづくり基盤整備計画策定委員会 委員

(敬称略)

選 定 項 目	氏 名
恵那市地域自治区会長会議を代表する者	
大井町代表	前川 登
長島町代表	山内 達雄
武並町代表	纒纒 錬一
学識経験者	
学識経験者（中部大学工学部教授）	磯部 友彦
商工業関連団体の構成員	
恵那商工会議所からの推薦	山本 好作
恵南商工会からの推薦	堀 鑛
観光関連団体の構成員	
恵那市観光協会からの推薦	阿部 伸一郎

恵那市リニアまちづくり基盤整備計画策定委員会 オブザーバー

(敬称略)

選 定 項 目	氏 名
道路管理者	
国土交通省中部地方整備局 多治見砂防国道事務所	武田 正昭
岐阜県恵那土木事務所	八田 雅昭

恵那市リニアまちづくり基盤整備計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 リニアまちづくり構想に掲げた施策を基に基盤整備計画を策定するに当たって、実施事業を明確化し、事業を具体的に示してリニア効果を生かしたまちづくりに取り組むため、恵那市リニアまちづくり基盤整備計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、リニアまちづくり構想に基づく恵那市リニアまちづくり基盤整備計画の策定に関する事項その他市長が必要と認める事項を所掌する。

(委員)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域自治区を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 商工機関関係者
- (4) 観光機関関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員会は、前項の委員のほか、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

4 オブザーバーは、市長が委嘱する。

5 オブザーバーは、委員会の求めに応じて委員会の会議に出席し、専門的見地から助言又は協力をを行うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から恵那市リニアまちづくり基盤整備計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長の指名する者とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部リニアまちづくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

恵那市リニアまちづくり基盤整備計画

令和元年〇〇月

恵那市建設部リニアまちづくり課

電話 0573-26-2111

FAX 0573-25-8294